

事務連絡

平成23年6月6日

各都道府県災害廃棄物処理担当部局 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業における  
経費の算定基準及び概算払いについて

標記については、既通知の「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の適正な執行について」（平成23年5月6日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課事務連絡）、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平成23年5月27日環廃対発第110502005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長改正通知）及び「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実地調査について」（平成23年5月31日環廃対発第110502005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）等により連絡しているところですが、一部の自治体においては災害等廃棄物処理事業に係る経費の算定方法等について十分に認識されていない状況があるようです。

そこで、今般、上記連絡の周知徹底を図るため、下記のとおり再度連絡いたしますので、貴管内自治体への積極的な周知をお願いいたします。

#### 記

1. 東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業における経費の算定基準については、5月6日付け事務連絡により、収集費、運搬費、中間処理費、最終処分費の各段階における算定基準を、また、5月27日付け廃棄物対策課長改正通知により、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の算定基準をそれぞれ通知しております。
2. 補助金の概算払については、5月31日付け廃棄物対策課長通知及び同日付け事務連絡により、概算払を希望する場合には、所定の報告書を提出していただき、提出後に、事業費見込額等の調査（机上調査）を行った後、速やかに補助金の概算払を行う予定であることを通知しております。

以上

(連絡先)

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課施設第二係

住所:千代田区霞が関1-2-2

中央合同庁舎5号館

電 話 : 03-5521-8337

F A X : 03-3593-8263